

残飯売払契約等実施要領について（通達）

昭和 50 年 2 月 25 日  
陸幕会第 28 号

改正 平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号 平成 21 年 3 月 6 日陸幕会 124 号

各方面総監  
各部隊長 殿  
各機関の長

陸上幕僚長の命により  
総務課長

（例規 16）

残飯売払契約等実施要領について（通達）

標記について、昭和 50 年 4 月 1 日以降下記により実施されたい。

記

1 趣旨

残飯売払契約に関する売払代金及び契約保証金の取扱等について必要な事項を定める。

2 売払代金の計算期間

契約期間にかかわらず月単位とする。

3 概算による売払代金の納付

（1） 契約担当官は、売払いをする月の前月末日（年度当初の月に当たっては、第 1 回目の引渡日）までに、売払代金として、次により算定した概算額を契約相手方から納付させなければならない。

概算額＝売払をする月の発生予定数量×契約単価

（2） 契約期間の最終月分の概算額として納付させる額は次の基準による。

最終月の概算額＝（（契約期間の総発生予定数量×契約単価）－納付済

$\frac{90}{100}$   
額）×  $\frac{90}{100}$

（3） 前号の契約期間の総発生予定数量は、契約期間の残飯発生状況を勘案し、分任物品管理官と調整の上、修正した総発生予定数量とする。

4 売払代金の精算

契約期間が経過したときは、速やかに当該期間の確定額を決定し、売払代金の精算を行うものとする。

5 契約保証金の納付及び処置

（1） 契約担当官は、契約保証金として、契約期間に応じた契約保証金を納付させるものとする。

ただし、契約担当官が実績等を勘案し履行に支障がないと判断したときは、契約保証金を免除することができる。

(2) 契約担当官は、契約の締結に当たり、契約解除の場合には契約保証金を、次に掲げるものに充当する旨を約定するものとする。

ア 未納代金

イ 延滞金

ウ 有償解除の場合の契約解除部分に対する違約金

(3) 契約担当官は、契約保証金を免除する場合には、契約締結に際して、あらかじめ前号に掲げるものを必要に応じ徴収する旨を約定しなければならない。

#### 6 債権の発生通知

債権発生通知は、陸上自衛隊債権管理事務取扱規則（陸上自衛隊達第 16—1 号）第 8 条及び第 11 条による。

#### 7 売払いに応じる業者がない場合の処置

(1) 残飯の売払いに応じる業者がない場合は、無料で引き取らせることができる。

(2) 前号によることができない場合は、予算の範囲内で、引取料金を支払い、業者に引き取らせることができる。